

逗子市総合計画策定条例(平成26年逗子市条例第29号)新旧対照表 (抜粋)

現行	改正後 (案)	備考
<p>逗子市総合計画策定条例</p> <p>平成26年11月27日 逗子市条例第29号</p> <p>(総合計画の構成等)</p> <p>第2条 総合計画は、基本構想及び実施計画により構成するものとする。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本構想 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取組みの方向を示すもの</p> <p>(2) 実施計画 基本構想を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画</p> <p><u>3 総合計画は、逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号)第7条第1項のまちづくり基本計画を包含するものとする。</u></p>	<p>逗子市総合計画策定条例</p> <p>平成26年11月27日 逗子市条例第29号</p> <p>(総合計画の構成等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>まちづくり基本計画は総合計画に昇華したものと整理し、削るもの。</p>